

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

実施方針

令和 7 年 11 月 25 日

(令和 8 年 3 月 3 日修正)

高松市

目 次

I	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容	1
2	特定事業の選定及び公表	4
II	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	募集及び選定の方法	5
2	事業者選定の手順及びスケジュール（予定）	5
3	募集及び選定等の手続き	6
4	応募事業者の構成	8
5	応募事業者の備えるべき参加資格要件	9
6	事業提案の審査及び優先交渉権者決定に関する事項	12
7	S P Cの設立等	14
8	提案書の取扱い	14
III	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	リスク分担の方法等	15
2	事業者の履行責任に関する事項	15
3	業務品質の確保	15
IV	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
1	疑義対応	17
2	紛争処理機関	17
V	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1	事業の継続性に関する基本的考え方	18
2	継続が困難となった場合の措置	18
VI	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置	19
2	財政上及び金融上の支援	19
VII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1	議会の議決	20
2	本事業において使用する言語、通貨単位等	20
3	応募に伴う費用負担	20
4	情報公開及び情報提供	20
5	実施方針等に関する問合せ先	20
別紙1	図書の貸与について	21
1	貸与する図書	21
2	申込手続	21

3 受取及び返却	21
別紙2 第1回現地見学会の実施概要及び留意事項	22
1 第1回現地見学会実施期間	22
2 第1回現地見学会実施日程	22
3 見学方法	23
4 見学箇所	24
5 参加申込方法	24
6 現地見学当日の留意事項	24
別紙3 リスク分担表（案）	25
1 共通事項	25
2 設計・施工段階	26
3 維持管理段階	27

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

(2) 公共施設の管理者

高松市長 大西 秀人

(3) 事業の目的

高松市（以下「市」という。）は、近年の夏場の猛暑下における児童生徒の体調管理や熱中症予防への対策として、また、良好な学習環境づくり、災害発生時の避難施設としての十分な活用等を目的として、休校を除く、市立の全小・中学校の主要な体育館（以下「対象施設」という。）に、空調設備及び換気設備（以下「空調設備等」という。）を新たに設置する。また、空調設備等の設置効果を十分に発揮させることや老朽化等への対応のため、対象施設の屋根改修を併せて実施する。

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを予定しており、対象施設の空調設備等に係る設計、施工、工事監理及び維持管理を、また、屋根改修についても設計、施工及び工事監理を一体的に実施することで、民間事業者の技術やノウハウ等を最大限に活用し、短期間に対象施設の環境向上を実現することにより学校間の公平性を確保したうえで、効率的かつ効果的な運用により市の財政負担が縮減されることを目的とする。

(4) 事業の対象施設

本事業は、市立の全小・中学校（休校を除く）を対象とし、対象施設数の内訳は以下を予定している。

種別	対象施設数		
	空調設備等 設置	屋根改修	空調設備等 維持管理
小学校	43 か所	16 か所	45 か所
中学校	21 か所	8 か所	21 か所
合計	64 か所	24 か所	66 か所

※空調設備等設置は、全小・中学校施設 66 か所のうち、64 か所を対象とし、小学校 2 施設は、市が別途設置予定である。

※対象施設一覧及び所在地、概要は、要求水準書（案）の別紙を参照すること。

(5) 事業の内容

① 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、本事業を実施する者として選定された事業者（以下「事業者」という。）が、市と事業契約を締結し、事業者が空調設備等設置及び屋根改

修の設計、施工及び工事監理を行い、市に所有権を移転した後、事業期間を通じて維持管理業務を行うＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式とする。

② 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（令和８年１２月下旬を予定）から、令和２７年３月３１日までの１８年３か月間とする。

③ 事業の範囲

本事業の対象となる業務の範囲は、以下のとおりとする。

なお、空調設備等設置及び屋根改修について具体的な業務の内容及び詳細は、要求水準書（案）を参照すること。

ア 設計業務

- （ア）設計のための事前調査業務
- （イ）設計業務
- （ウ）その他付随する業務

イ 施工業務

- （ア）施工のための事前調査業務
- （イ）施工業務
- （ウ）整備に伴う一切の工事
- （エ）施工完了後の市への所有権移転業務
- （オ）その他付随する業務

ウ 工事監理業務

- （ア）施工に係る工事監理業務
- （イ）その他付随する業務

エ 維持管理業務

- （ア）空調設備等の維持管理のための事前調査業務
- （イ）空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務
- （ウ）空調設備等に係る緊急時対応業務
- （エ）空調設備等の運用に係るデータ計測及び記録業務
- （オ）空調設備等の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- （カ）空調設備等の法定点検業務
- （キ）その他付随する業務

※維持管理業務は空調設備等のみを対象とし屋根改修は対象外とする。

なお、「エネルギー供給業務」は、事業者の業務範囲外とする。

④ エネルギーの種別

空調設備等の運転に必要なエネルギーの種別については、市が学校ごとの種別を設定する。

学校ごとの種別は要求水準書（案）の別紙を参照すること。

⑤ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。なお、支払方法の詳細は、募集要項等において示す。

ア 設計、施工、工事監理等に係る対価

市は、事業者が実施する空調設備等設置及び屋根改修に要する費用のうち、設計、施工、工事監理等に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額を施工完了後、事業契約書においてあらかじめ定める時期に、事業者に支払う。

なお、設計・施工等のサービス対価には、事業者が空調設備等設置及び屋根改修の設計・施工・工事監理の実施にあたって金融機関等からの借り入れ等を行う場合、その金利分を含むものとする。

イ 維持管理等に係る対価

市は、空調設備等の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり事業者に支払う。

なお、「空調設備等の運転に必要となるエネルギー費用」は市が負担するものとする。

（６）遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき関係法令・基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

（７）事業スケジュール（予定）

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

なお、本事業の契約締結日は令和８年１２月を予定している。

事業区分	業務区分	事業スケジュール
空調設備等設置	設計・施工期間	契約締結日～ 令和１２年３月３１日
	維持管理期間	令和９年４月１日～ 令和２７年３月３１日
屋根改修	設計・施工期間	契約締結日～ 令和１２年３月３１日

対象施設ごとの事業スケジュールに関する詳細は、募集要項等において示す。

（８）事業期間終了後の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約書に定める空調設備等の性能（以下「性能基準」という。）を満たす状態とすること。

なお、事業期間終了時の性能基準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能基準に基づくこととし、その旨を事業契約書に規定する。

（９）実施方針等の変更

実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表後における事業者からの質問、意見等を踏まえ、特定事業選定までに、実施方針等の内容を見直し、実施方針等の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにおいて公表する。

２ 特定事業の選定及び公表

（１）特定事業選定

市は、本事業をPFI法に基づく特定事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、本事業をPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

（２）選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせ、市ホームページにおいて速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

II 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業は、事業者には設計、施工、工事監理、維持管理及びこれに付随し関連する一切の業務の実施を求めるもので、事業期間も長期にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮したうえで、市が支払うサービス対価の額に加え、事業者の設計、施工、工事監理、維持管理に関する高度な知識や技術力、豊富な経験、創意工夫等の独創性を備えた業務遂行能力、資金調達能力及び事業計画の妥当性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 事業者選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下を予定している。

日程	事業者選定手続き等
令和7年11月25日	実施方針等の公表
令和7年11月26日から 12月1日まで	図書の貸与申込受付
令和7年11月26日から 12月1日まで	第1回現地見学会（全対象施設）の申込受付
令和7年12月3日から 12月19日まで	第1回現地見学会（全対象施設）の開催
令和7年12月22日から 12月24日まで	実施方針等に関する質問及び意見の受付
令和8年2月上旬	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答の公表
令和8年3月上旬	特定事業の選定及び公表
令和8年3月上旬	募集要項等の公表
令和8年3月上旬	第2回現地見学会（詳細提案校※）の申込受付
令和8年3月中旬	第2回現地見学会（詳細提案校※）の開催
令和8年3月中旬	募集要項等に関する第1回質問の受付
令和8年4月下旬	募集要項等に関する第1回質問の回答の公表
令和8年5月中旬	参加表明書及び資格確認書類の受付
令和8年5月下旬	参加表明書及び資格確認書類の審査結果の通知
令和8年6月上旬	募集要項等に関する第2回質問の受付
令和8年7月上旬	募集要項等に関する第2回質問の回答の公表
令和8年7月下旬	提案書の受付
令和8年8月中旬	事業提案審査
令和8年9月上旬	優先交渉権者の決定・公表
令和8年9月下旬	基本協定の締結
令和8年10月下旬	仮契約の締結
令和8年12月下旬	事業契約の締結（市議会の議決）

※本事業における事業者の選定にあたり設計等の詳細な提案を求める対象施設

3 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きは、以下のとおり行う。なお、詳細については、募集要項等において示す。

(1) 図書の貸与

市は、第1回現地見学会に先立ち、本事業における事業者の選定にあたり事業者が検討・提案を行ううえで必要と考えられる対象施設の参考図書及び要求水準書（案）においてデータ配布となっているものを貸与する。

なお、詳細は「別紙1 図書の貸与について」を参照すること。

(2) 第1回現地見学会（全対象施設）の開催

全対象施設の現地見学会を開催する。なお、詳細は「別紙2 第1回現地見学会の実施概要及び留意事項」を参照すること。

第1回現地見学会 （全対象施設） 日時・場所	令和7年12月3日（水）～令和7年12月19日（金） 時間及び場所については別紙2を参照すること。
参加者	本事業への参画を検討している事業者（1社4名まで）
参加申込期間	令和7年11月26日（水）午前9時から 令和7年12月1日（月）午後5時まで
参加申込方法	・ 「第1回現地見学会（全対象施設）参加申込書（様式1）」及び「第1回現地見学会（全対象施設）対象施設別参加希望票（様式2）」に必要事項を記入のうえ、高松市教育局総務課学校施設整備室まで、電子メールで提出すること。 ・ 提出先は本実施方針末尾のⅦ・5の問合せ先を参照すること。 ・ 市は参加申込メール受信後、受信が完了したことを電子メールで返信する。令和7年12月2日（火）正午までに返信がない場合は、学校施設整備室まで連絡すること。
留意事項	現地では資料を配布しないため、本市ホームページに掲載している実施方針等を持参すること。
質疑応答	現地において、質疑回答の時間は設けない。

(3) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和7年12月22日（月）から令和7年12月24日（水）午後5時まで

② 受付方法

「実施方針等に関する質問書（様式3）」及び「実施方針等に関する意見書（様式4）」に記入のうえ、高松市教育局総務課学校施設整備室まで電子メールでエクセルファイル添付にて提出すること。

提出先は本実施方針末尾のⅦ・5の問合せ先を参照すること。

③ 公表

受け付けた質問及び意見に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、特定事業の選定時まで市ホームページにおいて公表する。

なお、質問を行った者の企業名は公表しない。

（４）募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集、その他必要な書類（以下「募集要項等」という。）を市ホームページにおいて公表する。

（５）募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、質問を行った者の企業名は公表しない。

質問の受付及び回答は、２回程度行うことを予定している。

（６）第２回現地見学会（詳細提案校）の開催

本事業の対象施設のうち、本事業における事業者の選定にあたり、設計等の詳細な提案を求める対象施設（詳細提案校）について、現地見学会の開催を予定している。第２回現地見学会の詳細については、募集要項において示す。

（７）参加表明書及び資格審査書類の受付、審査結果の通知

本事業に応募しようとする事業者は、提案に先立ち、参加表明書及び参加資格確認書類を提出することとする。

提出書類について、募集要項等に基づき参加資格の審査を行い、確認の結果については、各応募グループの代表企業に対して通知する。

参加表明書及び参加資格確認書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、募集要項等において示す。

（８）提案書の受付

募集要項等に基づき、参加資格審査通過者から提案書を受け付ける。

提案書の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、募集要項等において示す。

（９）優先交渉権者の決定及び公表

審査結果及び優先交渉権者については、速やかに提案書の提出事業者に通知するとともに公表する。

(10) 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案書に基づき、基本協定を締結する。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。

(11) 事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業予定者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と、仮契約を締結し、市議会の議決を経て事業契約を締結する。

(12) 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容について協議、調整し、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがある。

4 応募事業者の構成

(1) 応募事業者の構成と定義

応募事業者は、I・1・(5)・③に示す業務を担う法人を含むグループ（以下「応募グループ」という）とし、以下に定義する構成企業及び協力企業で構成されるものとする。

構成企業	応募グループを構成する法人で、SPCに出資を行い、SPCから業務を直接受託又は請け負う者
協力企業	応募グループを構成する法人で、SPCには出資を行わず、SPCから業務を直接受託又は請け負う者

(2) 構成企業の明示

本事業に応募する場合には、あらかじめ応募グループの代表企業を定め、その代表企業が応募手続等を行うこと。また、資格審査確認書類等の提出時には、応募グループの構成企業及び協力企業について明らかにすること。

(3) 複数業務の実施

応募グループの構成企業又は協力企業が、I・1・(5)・③に示す複数業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の対象施設における施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている又は当該企業と雇用関係にある場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

応募グループの構成企業及び協力企業は、他の応募グループの構成企業及び協力企業になることはできない。

また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募グループの構成企業又は協力企業になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約締結後、選定されなかった応募グループの構成企業又は協力企業が、事業予定者の構成企業又は協力企業から業務を受託することは可能とする。

(5) 応募事業者の変更及び追加

本事業への応募の意思を表明した応募事業者の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

5 応募事業者の備えるべき参加資格要件

応募グループの構成企業及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない、当該要件を満たしていない応募事業者の参加は認めない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- ② 公表の日から契約締結の日までの間に、高松市指名停止等措置要綱（平成 24 年高松市告示第 403 号）による指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 参加資格確認基準日において納期の到来した市税、法人税（参加表明者が個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑦ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑧ 本事業についてアドバイザー業務に関連している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 - ・株式会社汎設計
 - ・弁護士法人御堂筋法律事務所

(2) 個別の参加資格要件

応募グループの構成企業及び協力企業のうち、以下の①～⑤の各業務を行うものは、以下に掲げる各要件を満たすこと。

なお、当該公募型プロポーザル方式の公表の日時点において、令和 8 年度を対象期間とする高松市入札参加資格者名簿に登録されていない場合、信用確認のため、名簿登録

申請時に登録希望者に求めることとしている書類等を提出し、承認が得られた場合は、名簿への登録に関する要件を満たすものとする。

① 設計業務を行う者

(ア) 令和 7・8 年度高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

なお、構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、市内企業（市内企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。以下同じ。）として、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

(ウ) 建築士法に基づく一級建築士の資格をもち、参加資格確認基準日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。

(エ) 構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、平成 22 年度（2010 年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「空調設備等の設計実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。

(オ) 構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、平成 22 年度（2010 年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「屋根（長尺金属板又は折板）の設計実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。

② 施工業務を行う者

(ア) 令和 7・8 年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

なお、構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、市内企業として、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（有効期限内に限る）の交付を受けた者であること。

(ウ) 構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による「管工事」又は「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けており、かつ、平成 22 年度（2010 年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「空調設備等の施工実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。

(エ) 構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築一式工事」に係る特定建設業の許可を受けており、かつ、平成 22 年度（2010 年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「屋根（長尺金属板又は折板）の施工実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。

③ 工事監理業務を行う者

(ア) 令和 7・8 年度高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

なお、構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、市内企業として、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 建築士法に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

(ウ) 建築士法に基づく一級建築士の資格をもち、参加資格確認基準日において引き

続き 3 か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。

(エ) 構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、平成 22 年度（2010 年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「空調設備等の工事監理実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。

(オ) 構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、平成 22 年度（2010 年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「屋根（長尺金属板又は折板）の工事監理実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。

④ 維持管理業務を行う者

(ア) 令和 8・9・10 年度高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

なお、構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、市内企業として、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 対象施設において設定されたエネルギー方式での運用に必要な資格を持ち、参加資格確認基準日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。

(ウ) 構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、平成 22 年度（2010 年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した①~~(オ)~~(エ)に掲げる「1 年以上の維持管理の実績」を有していること。

⑤ 上記以外の業務を行う者

(ア) 令和 7・8 年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿、令和 7・8 年度高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿、又は、令和 8・9・10 年度高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿のいずれかに登録されていること。

（３）業務の再委託又は下請けの要件

構成企業又は協力企業は、本事業の実施にあたり、各業務の一部を、市の事前の承諾がある場合に限って、再委託又は下請けさせることができるものとする。

なお、施工業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。

（４）市内企業の事業参画

本事業の実施にあたって、構成企業及び協力企業は、市内企業を積極的に加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理期間満了までの間、必要な資器材、飲食物、消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

（５）参加資格の喪失

応募事業者が、参加資格確認基準日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、以下のとおり取扱うものとする。

① 参加資格確認基準日から提案書提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

応募グループの構成企業又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。

ただし、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成企業又は協力企業として加えたうえで、応募グループの再構成を市に申請し、提案書の提出日までに市が認めた場合は、引き続き有効とする。（この場合における参加資格確認基準日は、応募グループの再構成を市に提出した日とする。）

また、残存企業のみで応募グループの再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める応募事業者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該応募グループの参加資格を取り消すものとする。

② 提案書提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする。（なお、「提案書提案書の提出日までに市が認めた場合」は、「優先交渉権者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該応募グループの参加資格を取り消すものとする。

③ 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

応募グループの構成企業又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、市は仮契約を締結しない又は、仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない又は仮契約を解除しても、市は一切の責を負わない。

ただし、残存企業のみ又は喪失企業と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成企業又は協力企業として加えたうえで、応募グループの再構成を市に申請し、市が認めた場合は、再構成後の応募グループと仮契約を締結できるものとする。（この場合における参加資格確認基準日は、応募グループの再構成を市に提出した日とする。）

また、残存企業のみで応募グループの再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める応募事業者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、仮契約を解除するものとする。

6 事業提案の審査及び優先交渉権者決定に関する事項

（１）審査委員会の設置及び基本的な考え方

事業提案の審査は、透明性・構成性及び競争性を確保するため、学識経験者等により構成する高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 審査の内容

審査委員会においては、提案価格（本事業に係る費用）とともに、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行うものとする。

市は、審査委員会の評価結果を答申として受け、最も優れた提案を行った最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

(3) 審査の手順

審査は、第一次審査（資格審査）と第二次審査（提案審査）の二段階に分けて実施する。

なお、提案審査の際に、各応募グループのプレゼンテーション及びヒアリングを行うことを予定している。

① 第一次審査（資格審査）

応募グループの各構成企業が基本的な参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。

② 第二次審査（提案審査）

提案審査は、参加資格審査を通過した者から提出された提案書等について、事業者選定基準に従い、市が提案価格の確認及び基礎審査を行う。

その後、基礎審査を通過した応募グループからの提案内容について、提案審査として下記の定性評価及び定量評価を行い、その加算によって最終的な最優秀提案者を決定する。

ア 定性評価（性能評価）

各応募グループが提出した提案書等について、事業方針、実施体制、各業務に係る事業計画等を事業者選定基準に基づき評価する。

イ 定量評価（価格評価）

提案価格を評価する。なお、評価方法は募集要項等で示す。

(4) 優先交渉権者の決定・公表

応募グループから提出された提案書等を審査委員会が審査し、最優秀提案者を決定する。その結果を踏まえて、市が優先交渉権者を決定する。

なお、優先交渉権者決定後、速やかに当該優先交渉権者に対して結果及び決定された旨を通知するとともに市ホームページに掲載し、公表する。

(5) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募事業者がいない場合、又はいずれの応募グループの提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。

特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

7 S P Cの設立等

優先交渉権者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として S P C を設立することとする。S P C は高松市内に設立するものとする。

構成企業は当該会社に対して出資することとし、代表企業は、S P C の出資者のうち最大の出資を行うこととする。

構成企業以外のものが、当該会社に出資することは可能だが、構成企業以外の者の出資は、S P C 議決権株式の 50% 未満でなければならない。

S P C は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

S P C の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

事業契約書の検討に係る S P C 側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は S P C の負担とする。

8 提案書の取扱い

（１）著作権

提案書等の著作権は、応募事業者に帰属する。

ただし、市が高松市情報公開条例に基づき提案内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募グループの提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

（２）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として、応募事業者が負うこととする。

III 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、適切なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、またより低廉なコストで公共サービスの提供をめざすものであり、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って業務を遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全て又は一部を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として「別紙3 リスク分担表（案）」によることとする。

なお、別紙3で示したリスク分担は現段階での案であり、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、募集要項等において示し、リスク分担に関する条件を明確化するとともに、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。

また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

2 事業者の履行責任に関する事項

事業者は、事業契約書に従い、責任を持って業務を履行することとする。

なお、事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、事業契約の保証を行う。詳細は、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

3 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準として、要求水準書に示す。

なお、本事業で事業者が提供するサービス水準は、実施方針、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、募集要項、要求水準書、募集要項等に関する質問及び回答、提案書及びヒアリング実施時の質問回答を要求水準とする。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、提供するサービス水準を維持及び改善するため、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

セルフモニタリングは、事業者が提供するサービス水準が要求水準を満たすことを事業者自らが確認するものであり、市が実施するモニタリングの内容を包含するものとする。

なお、詳細は募集要項等において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する各業務についてモニタリングを行う。

モニタリングにあたっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用するとともに、市がモニタリングを必要と考える場合においては、市は随時、市の方法及び手段によりモニタリングを行うことができることとし、事業者は市の求めに応じて、市が行うモニタリングに協力することとする。

なお、本事業において、事業契約書に定められた要求水準を満たすことは事業者の責務であり、市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはない。

モニタリングの方法及び内容等については、募集要項等において示し、事業契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングを行った結果、事業者が実施する各業務の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告、サービス対価の減額及び契約解除等の措置を行う。

その方法及び内容等については、募集要項等において示し、事業契約書において定めるものとする。

IV 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

V 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続性に関する基本的考え方

事業者は、SPCの設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じるとともに、本事業の確実な履行を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

なお、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について市に賠償を求めることができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記②の規定により事業契約が解除される場合、事業者は生じる損害について市に賠償を求めることができるものとする。その具体的内容については、募集要項等において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとする。

2 財政上及び金融上の支援

財政上及び金融上の提案については、応募事業者が自らのリスクで実行することとする。

市は、国からの交付金の交付等を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

なお、事業者は、市が行う交付金申請に係る手続き等について必要な協力を行うこと。

VII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を令和 7 年 12 月に開催の高松市議会に、契約に関する議案を令和 8 年 12 月に開催の高松市議会に提出することを予定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は、日本標準時とする。

3 応募に伴う費用負担

応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は以下のとおりとする。

担 当：高松市教育局総務課学校施設整備室

住 所：〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号

電 話：087-839-2612（直通）

F A X：087-839-2615

E-mail：kyoikusomu@city.takamatsu.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>

別紙 1 図書の貸与について

実施方針Ⅱ・3・(1)に基づく図書の貸与に関する要項は次のとおりである。

1 貸与する図書

本事業の対象施設に関する情報提供のため、以下の参考図書、及び要求水準書（案）においてデータ配布となっているものを次のとおり希望者に貸与する。

○参考図書

- ・ 対象体育館図示図面
- ・ 単線結線図
- ・ 都市ガス供給状況図
- ・ 電気・ガス消費量一覧（令和6年度実績）

2 申込手続

(1) 申込期間

令和7年11月26日（水）から令和7年12月1日（月）午後5時まで

(2) 申込方法

図書の貸与を希望する企業は、「図書の貸与申込書（様式5）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入（押印不要）のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、メール件名には「図書貸与に関する申込（会社名）」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

図書の貸与申込書のファイル形式はエクセルとする。

申込はⅦ・5に示す「実施方針等に関する問合せ先」に行うこと。

3 受取及び返却

(1) 受取期間

令和7年11月28日（金）から令和7年12月2日（火）午後5時まで

貸出時間：土日祝を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）まで

(2) 受取方法

図書の受取にあたっては、「図書の貸与誓約書（様式6）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入・押印のうえ、参考図書の受領時に提出すること。

市は、当該押印済誓約書と引換えに参考図書の貸与を行う。

(3) 返却日

貸与された図書は令和7年12月24日（水）午後5時までに、Ⅶ・5に示す「実施方針等に関する問合せ先」の窓口に戻却すること。

なお、訪問にあたっては、事前に市に訪問予定時刻について連絡し、調整したうえで、約束した時刻に訪問すること。

別紙２ 第１回現地見学会の実施概要及び留意事項

実施方針Ⅱ・３・（２）に基づく第１回現地見学会（全対象施設）は以下のとおり実施する。

また、募集要項等の公表後に行う第２回現地見学会では、本事業の全対象施設のうち、詳細提案校について、見学時間を設ける予定である。

なお、第２回現地見学会の詳細については、募集要項等において示す。

１ 第１回現地見学会実施期間

令和７年１２月３日（水）～令和７年１２月１９日（金）

２ 第１回現地見学会実施日程

月日（曜日）	時間	学校名称
令和７年１２月３日（水）	８時４５分～９時３５分	亀阜小学校
	９時５５分～１０時４５分	桜町中学校
	１１時０５分～１１時５５分	花園小学校
	１３時２０分～１４時１０分	玉藻中学校
	１４時３０分～１５時２０分	木太北部小学校
	１５時４０分～１６時３０分	古高松南小学校
令和７年１２月４日（木）	８時４５分～９時３５分	庵治小学校
	９時５５分～１０時４５分	庵治中学校
	１１時１０分～１２時００分	牟礼北小学校
	１３時２０分～１４時１０分	牟礼中学校
	１４時３０分～１５時２０分	牟礼小学校
	１５時４０分～１６時３０分	牟礼南小学校
令和７年１２月５日（金）	８時４５分～９時３５分	下笠居小学校
	９時５５分～１０時４５分	勝賀中学校
	１１時０５分～１１時５５分	弦打小学校
	１３時２０分～１４時１０分	檀紙小学校
	１４時３０分～１５時２０分	国分寺北部小学校
	１５時４０分～１６時３０分	国分寺南部小学校
令和７年１２月８日（月）	８時４５分～９時３５分	木太南小学校
	９時５５分～１０時４５分	木太中学校
	１１時０５分～１１時５５分	協和中学校
	１３時１５分～１４時０５分	林小学校
	１４時３０分～１５時２０分	一宮中学校
	１５時４０分～１６時３０分	香東中学校
令和７年１２月９日（火）	８時４５分～９時３５分	龍雲中学校
	９時５５分～１０時４５分	三溪小学校
	１１時０５分～１１時５５分	川島小学校
	１３時２０分～１４時１０分	植田小学校
	１４時３０分～１５時２０分	川東小学校
	１５時４０分～１６時３０分	香川第一中学校

月日（曜日）	時間	学校名称
令和7年12月10日（水）	8時45分～9時35分	高松第一小・中学校
	9時55分～10時45分	古高松中学校
	11時05分～11時55分	屋島中学校
	13時20分～14時10分	屋島東小学校
	14時30分～15時20分	屋島西小学校
	15時40分～16時30分	屋島小学校
令和7年12月11日（木）	8時45分～9時35分	木太小学校
	9時55分～10時45分	中央小学校
	11時05分～11時55分	太田小学校
	13時20分～14時10分	太田中学校
	14時30分～15時20分	太田南小学校
	15時40分～16時30分	鶴尾小学校
令和7年12月12日（金）	8時45分～9時35分	下笠居中学校
	9時55分～10時45分	香西小学校
	11時05分～11時55分	鬼無小学校
	13時15分～14時05分	国分寺中学校
	14時30分～15時20分	円座小学校
	15時40分～16時30分	一宮小学校
令和7年12月15日（月）	8時45分～9時35分	多肥小学校
	9時55分～10時45分	仏生山小学校
	11時05分～11時55分	浅野小学校
	13時20分～14時10分	大野小学校
	14時30分～15時20分	川岡小学校
	15時40分～16時30分	香南小・中学校
令和7年12月16日（火）	8時45分～9時35分	川添小学校
	9時55分～10時45分	前田小学校
	11時05分～11時55分	十河小学校
	13時05分～13時55分	山田中学校
	14時15分～15時05分	東植田小学校
	15時40分～16時30分	塩江小・中学校
令和7年12月17日（水）	9時00分～9時50分	男木小・中学校
	13時20分～14時10分	新番丁小学校
	14時30分～15時20分	紫雲中学校
	15時40分～16時30分	栗林小学校

※令和7年12月18日（木）、19日（金）は予備日とする。

3 見学方法

- ・ 見学会の当日は、指定された対象校に指定時刻に集合し、見学を開始する。
- ・ 各対象校間の移動手段は各参加者において手配すること。
- ・ 指定日及び指定時間以外の見学はできないものとする。
- ・ 各学校で1つの時間帯に受け入れることができる参加者は1社あたり4名までとする。

4 見学箇所

各校の対象施設内、対象施設周り、敷地周り、分電盤、受変電設備等を見学対象とする。

5 参加申込方法

第1回現地見学会への参加を希望する企業は、「第1回現地見学会（全対象施設）参加申込書（様式1）」及び「第1回現地見学会（全対象施設）対象施設別参加希望票（様式2）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、令和7年12月1日（月）午後5時までに、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、メール件名には「現地見学会に関する申込（会社名）」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

参加申込書のファイル形式はエクセルとする。

申込はⅦ・5に示す「実施方針等に関する問合せ先」に行うこと。

6 現地見学当日の留意事項

- ・ 指定日時を厳守のうえ、現地に集合すること。なお、集合場所は、学校から特段の指示のない場合は校舎玄関とする。
- ・ 乗用車で来校する場合、指定された場所に駐車すること。同一企業から複数名参加する場合は、可能な限り同乗して移動すること。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙である。その他、学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ・ 見学中は企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示すること。
- ・ 見学時に必要なものは各自用意すること（資料、上履き等）。原則、室内は土足厳禁となっている。
- ・ 見学にあたって市又は学校教職員等から指示があった場合は、それに従うこと。
- ・ 現地見学会における写真撮影は可能とするが、児童生徒や学校教職員等を含む撮影は禁止する。また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場合は、それに従うこと。なお、撮影した写真は本事業以外の使用は不可とする。
- ・ 当日、授業、クラブ活動、留守家庭児童育成クラブ等により体育館等で活動している場合がある。
- ・ 資料を配布しないため、本市ホームページに掲載している実施方針等を持参すること。
- ・ 質疑等の時間は設けない。また、学校教職員等にも質疑等を行うことを禁止する。なお、現地見学による質問等がある場合には、別途、「実施方針等に関する質問書（様式3）」及び「実施方針等に関する意見書（様式4）」に記入し、実施方針等に関する質問及び意見の受付期間に提出すること。

別紙3 リスク分担表（案）

本事業に関するリスク分担（案）は下表のとおりとする。

1 共通事項

リスクの種類		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
募集要項リスク		1	募集要項等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更 リスク	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5	法人税に関する変更		○
		6	消費税、法人税以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
	許認可等 リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更 リスク	9	政策変更等による事業への影響	○ ※2	
社会 リスク	住民対応 リスク	10	空調設備等設置、屋根改修及び本事業の方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		11	事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境 リスク	12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、水質汚濁、有害物質の排出など）に関する対応		○
	第三者賠償 リスク	13	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合の賠償		○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク		15	市及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、また、計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	○ ※3
経済 リスク	資金調達 リスク	16	市が必要な資金を調達できない場合	○	
		17	事業者が必要な資金を調達できない場合		○
	物価変動 リスク	18	設計・施工段階の物価変動		○
		19	維持管理段階の物価変動	○ ※4	○ ※4
	金利変動 リスク	20	基準金利確定前における割賦金利の変動	○	
		21	基準金利確定後における割賦金利の変動		○ ※5

リスクの種類	No	リスク内容	リスク分担	
			市	事業者
契約締結リスク	22	事業者の責めにより事業契約が締結できない場合		○
	23	上記以外により事業契約が締結できない場合	○ ※6	○ ※6
債務不履行リスク	24	市の債務不履行による中断・中止	○	
	25	事業者の債務不履行による中断・中止		○
支払遅延・不能リスク	26	市から事業者へのサービス対価の支払遅延、支払不能	○	

2 設計・施工段階

リスクの種類		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
測量・調査リスク		27	市が提供する敷地・体育館等図面に重大な誤りがあった場合	○	
		28	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		29	事業者が実施した測量、調査の結果、既存体育館等の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	
計画リスク	設計リスク	30	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	31	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事リスク	工事費増加リスク	32	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		33	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
		34	施設の劣化状況及び学校現場における安全配慮の確保等のため当初の想定を大きく上回る工事費の増加	○ ※7	○ ※7
	工期遅延リスク	35	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備等設置及び屋根改修が完了しない場合		○
		36	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備等設置及び屋根改修が完了しない場合	○	
	騒音・振動の発生	37	事業者が空調設備等設置及び屋根改修を実施する際に生じる騒音・振動により、学校教育活動等に影響を与えた場合	○ ※8	○
工事監理リスク		38	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		39	工事完了後、市側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
技術進歩リスク		40	計画・施工段階における技術進歩に伴い、空調設備等の内容に変更が必要となる場合	○	

3 維持管理段階

リスクの種類		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理 リスク	要求水準未達リスク	41	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	42	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		43	空調設備等の通常劣化等による性能の低下		○
	施設瑕疵リスク	44	事業期間中に空調設備等の瑕疵が発見された場合		○
	維持管理費増加リスク	45	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	
		46	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
	設備損傷リスク	47	空調設備等の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		48	市の責めにより空調設備等が損傷した場合	○ ※9	
		49	事業者の責めにより空調設備等が損傷した場合		○
	エネルギーコスト変動リスク	50	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		51	空調設備等の使用時間が変動する場合	○	
		52	空調設備等の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加		○ ※10
事業期間終了時の性能リスク		53	事業期間終了時における要求水準の保持		○

【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 市議会の議決が得られないことに伴うもの以外の理由による、事業の取りやめ、学校統廃合、その他本事業に直接影響を及ぼす市の政策の変更による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が事業者に支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とする。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、募集要項等において

示し、事業契約書において定める。

※4 物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合には、調整を行う。より詳細な調整方法については、募集要項等において示し、事業契約書において定める。

※5 基準金利がマイナスとなり、事業者が得られるスプレッド金利と合わせた適用金利がマイナスとなった場合は、適用金利をゼロとみなす。

※6 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延又は中止された場合には、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。ただし、構成企業又は協力企業が、応募事業者の備えるべき参加資格要件を欠いたことにより、市議会の議決が得られなかった場合には、市及び事業者の費用は、事業者の負担とする。

※7 事業者が業務として対応することを前提とするが、想定を大きく超える場合には市と事業者が協議することができることとする。

※8 市は、学校等の運営に支障がない範囲で事業者が実施する空調設備等整備及び屋根改修に協力するものとする。

※9 「市の責めにより空調設備等が損傷した場合」には、市の職員、児童生徒、教職員、児童生徒の保護者等、学校等の通常利用者によるものも含む。

※10 事業期間中に空調機器の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による要求水準の未達は除く）、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途ペナルティーが課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとする。